

# 学力向上のための基盤づくりに関する調査研究 委託要項

令和5年5月2日  
初等中等教育局長決定

## 1 趣旨

生涯学び続けるために必要な資質・能力を子供たちに身に付けさせるためには、学力向上のための基盤づくりを義務教育の早い段階から行っていくことが重要である。

本事業では、子供たちの学習の基盤を形成する観点から、これまで取り組んできた学力向上に関する実践研究で得られた成果等を取りまとめ、全国的な周知を図るとともに、今後の学力向上に資する施策立案等への活用を目指す。

## 2 事業内容

学力向上のための有効な取組についての実践研究を通じて得られた成果等を取りまとめ、その周知を図るとともに、今後の学力向上に資する施策立案等のために活用する。

(1) 『学力向上のための基盤づくり事業成果報告書』（以下、「事業成果報告書」という。）の作成

学力向上のための有効な取組について、過年度に実施した実践研究を通じて得られた成果等を基に、事業成果報告書を作成する。

(2) 取組の詳細な内容

上記に示した事業内容の詳細については、公募要領に定めることとする。

## 3 事業の委託先

法人格を有する団体（以下、「受託団体」という。）とする。

## 4 事業の指定期間及び委託契約期間

委託契約期間は原則として、委託契約を締結した日から令和6年3月15日までとする。

## 5 委託手続き

(1) 本事業の委託を受けることを希望する団体は、事業計画書等を文部科学省に提出する。

(2) 文部科学省は、審査委員会等（文部科学省内に設置）において、団体が作成した事業計画書等を審査した上で、受託団体を選定し、本事業の実施を委託する。なお、審査委員会等は必要に応じ、受託団体等に対し、当該計画の見直しを求めたり、本事業の推進に係る指導・助言を行ったりすることができる。

## 6 委託経費

(1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。委託費はその額の確定後、受託団体の請求により支払うものとする。ただし、受託団体が本事業の完了前に必要な経費の支払いを受けようとし、文部科学省が必要と認める場合には、別途定める方法により、概算払いすることができる。

(2) 契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約締結及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費を効率的に執行する。

(3) 受託団体は、事業計画を変更しようとするときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、事業計画書のうち経費のみを変更する場合で、事業費の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が総額の20%を超えない場合については、この限りでない。

(4) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

- (5) 文部科学省は、受託団体が委託要項若しくは委託契約書に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認められたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## 7 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

なお、再委託を受けた団体は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

## 8 事業完了（廃止等）の報告

(1) 受託団体は、本事業を完了したとき、廃止または中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、事業完了（廃止等）報告書及び支出を証する書類の写しを添付し、完了（廃止等）した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなくてはならない。

(2) 文部科学省は、事業の成果普及等のため、上記（1）で定める委託事業完了（廃止等）報告書のほか、事業における取組について事例の提供や成果の報告等を求めることができる。

## 9 委託費の額の確定

(1) 文部科学省は、上記8（1）により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、受託団体に対して通知するものとする。

(2) 上記（1）の確定額は、本事業に要した実決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

## 10 その他

(1) 文部科学省は、受託団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。

(2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。

(3) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

(4) 受託団体は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならないとともに、善良なる管理者の注意をもって取り扱う責任を負うものとする。

(5) 本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）については、文部科学省に帰属させるものとする。

(6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項については別に定める。